

第 5 次草津市総合計画第 2 期基本計画（案） に関するパブリック・コメントの募集について

草津市では、現在、第 5 次草津市総合計画第 2 期基本計画の策定に向けて取り組んでおります。

総合計画とは、草津市自治体基本条例に基づいて、総合的かつ計画的に市政を運営するための基本となる計画です。この計画は、市が目指すべき将来像を定めた「基本構想」と、基本構想を実現するための「基本計画」によって構成されています。

第 1 期基本計画が平成 24 年度で終了することから、引き続き計画的な市政運営を行っていくために、平成 25 年度から平成 28 年度を計画期間とする第 2 期基本計画を策定しようとするものです。

このたび、第 5 次草津市総合計画第 2 期基本計画の原案がまとまりましたので、皆様のご意見をお聞きし、原案への反映や考え方をお示ししたく、パブリック・コメントを募集します。

皆様のご意見をお待ちしております。

なお、皆さんからお寄せいただいた意見は、検討の後に意見の概要とこれに対する回答を公表しますが、個々のご意見に直接は回答しませんので、ご了承をお願いします。

また、提出いただいたご意見の原稿等は返却いたしません。

1 意見募集内容について

この計画は、平成 25～28 年度までの第 2 期基本計画期間における行政運営の基本的な指針となる計画であり、以下により構成します。

- ・リーディング・プロジェクト（重点方針）
計画期間中に、強く成果が望まれ、特に重点的に推進していくテーマを「リーディング・プロジェクト（重点方針）」として選定します。
- ・地域経営の方針
協働による地域経営をいっそう推進していく考え方や、行財政マネジメント展開の考え方を示します。
- ・分野ごとの施策
体系的に取り組んでいく「施策」を行政分野ごとに示します。

今回は、この基本計画案について、あなたのご意見を募集します。

2 意見の提出方法について

ご意見については下記により提出してください。提出にあたっては、住所、氏名（団体・企業の場合は、団体・企業名）をご記入ください。

なお、お電話によるご意見の受付には対応しておりませんので、ご了承ください。

提出場所

資料の閲覧場所にて書面で直接提出いただくか、または市企画調整課まで郵送・ファックスをお願いします。電子メールでも受付しております。下記アドレスまで送信ください。

資料の閲覧場所

各市民センター、市民交流プラザ、人権センター、新田会館、西一会館、橋岡会館、常盤東総合センター、まちづくりセンター、図書館（本館）、南草津図書館、長寿の郷ロクハ荘、なごみの郷、シルバーワークプラザ、社会福祉協議会、草津宿街道交流館、アマカホール、草津市役所〔市企画調整課、情報公開室、議会事務局〕

※各施設の閉館日におきましては、閲覧およびご意見の提出ができませんので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

※市企画調整課、情報公開室、議会事務局につきましては、日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の閲覧およびご意見の提出ができませんが、市役所守衛室において閲覧、ご意見の提出が可能です。

郵送 〒525-8588〔所在地記載不要〕市企画調整課あて

ファックス 077-561-2482 市企画調整課あて

E-mail kikaku@city.kusatsu.lg.jp

3 意見募集期間

平成25年2月1日（金）から平成25年2月28日（木）まで（当日消印有効）

4 パブリック・コメントへの対応について

お寄せいただいたご意見等はすべて内容ごとに整理し、市で議論し、対応をお示しいたします。意見対応の結果については、市企画調整課窓口、各市民センターなどに設置するほか、市ホームページなどでも公開いたします。

なお、応募者への個別の回答は致しませんので、ご了承ください。

【基本計画（分野別の施策）の記載内容について】

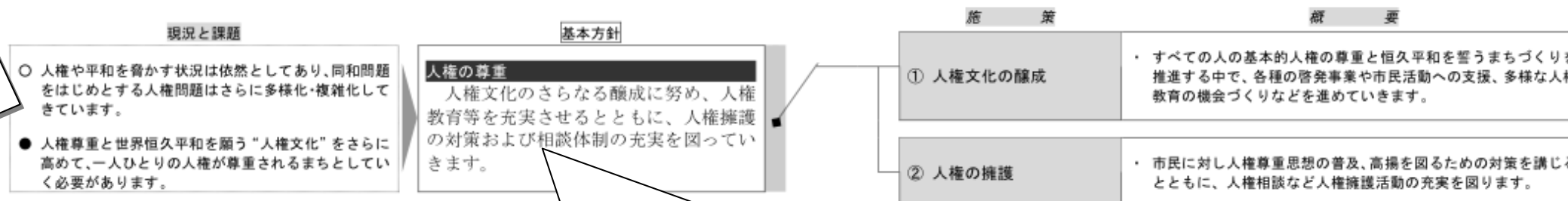
[分野名]

- 基本構想に規定した分野を施策体系の基本としています。
- 議決事項であり、第2期基本計画の策定では変更しません。

[現況と課題]

- 分野における、基本的な現況と課題を端的に示しています。
- 「○」が現況、「●」が現況を踏まえた課題の記載となっています。

人権



[基本方針]

- この分野における現況と課題を踏まえた、市としての施策の基本方針を端的に示しています。

■この分野の計画

- ・ 人権擁護に関する基本方針（平成10年3月策定・平成22年4月改訂/人権政策課）
- ・ 草津市人権教育基本方針（平成17年4月改訂/人権センター）
- ・ 草津市同和教育基本方針（平成17年4月改訂/人権センター）
- ・ 教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度/教育総務課）


[この分野の計画]

- この分野における、関連計画をリストアップしています。

[施策]

- この分野における施策を基本方針ごとに示し、関連する事業を踏まえた施策概要を記述しています。

私たちの達成目標と行動の指針

		人権の尊重														
達成目標		 <p>人権と人の多様性を尊重する人が増える！</p> <p>人権が尊重されるまちであると思う市民の割合（％）</p> <table border="1"> <tr> <th>H. 24</th> <th>H. 25</th> <th>H. 26</th> <th>H. 27</th> <th>H. 28</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28					
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28											
	指標	担当課 人権センター														
行動の指針	行政	<p>〔施策展開において〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 偏見や固定観念を取り除き、差別解消など人権・同和問題の早期解決を図ります。 ○ すべての市民が利用しやすいよう、人権関連の施設や人権相談などのPR等を行っていきます。 ○ 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくります。 <p>〔協働の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民による学習会を支援します。 ○ 相談ができるような場と人的ネットワークをつくっていきます。 														
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取り組み等に積極的に参加します。 ○ 組織内における人権・同和教育を推進します。 ○ 身近な地域で相談ができるような場と人的ネットワークをつくっていきます。 														
	事業者等	<p>〔企業・大学・学校等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取り組み等に積極的に参加します。 ○ 組織内における人権・同和教育を推進します。 ○ 組織内に、気軽に相談ができるような場をつくとともに、必要時に各専門機関等へ確実につないでいきます。 														

〔達成目標〕

- 基本方針ごとに、達成目標と指標、指標管理の所管課を明記しています。

〔行動の指針〕

- 目標達成に向けた、各主体の行動の指針となる内容を示しています。

※ 達成目標と行動指針の内容については、第1期基本計画の策定時に、市民会議で検討いただいた内容を中心に記載しています。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
人権の尊重	① 人権文化の醸成	人権擁護平和啓発事業	人権政策課
		市民のつどい開催事業	人権センター
		人権センター自主事業	人権センター
		部落解放女性のつどい開催事業	人権センター
		部落解放青年集会開催事業	人権センター
		企業内同和教育推進事業	産業労政課
		地域連携事業	橋岡会館 新田会館 西一会館 常盤東総合センター
	② 人権の擁護		

〔主要事業〕

- 施策を構成する主要な事業を所管課とともに掲げています。

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
人権の尊重	71	人権を大切にする市政運営

各分野の基本方針の指標における平成21年度値は、1月現在調べの値としています。既往統計がないこと等によって概数として示している場合があります。理由において21年度実績の確定値に置き換える場合があります。

〔ロードマップ事業〕

- 市長マニフェストを受けて策定している「ロードマップ（実行計画）」に掲載しているもののうち、各分野ごとに該当するものを記載しています。（必要に応じて重複掲載しています。）